



☎=対象(特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) ㊟=日時・日程 ㊤=会場 ㊦=当日直接会場へ ㊧=講師 ㊨=費用(特記ない場合、無料)  
 ㊩=ほかの情報(「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象) ㊪=申込方法(特記ない場合、発行日時時点で申込可) ㊫=問合せ先  
 ㊬[HPQ 0000]=区のホームページの検索メニュー [ページIDから探す]へ番号入力力でページを表示



▶世田谷区防災ポータル <https://setagaya-bousai.my.site.com/>  
 ▶災害・防犯情報メール配信サービス <https://setagaya-city.site.ktaiwork.jp/> ▶公式X @setagaya\_kiki ▶FM ラジオ 83.4 メガヘルツ(エフエム世田谷のホームページからも聴取できます)



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100 問合せフォーム ㊬[HPQ 8436]



## おしらせ

### 第2回本庁舎等における区民利用・交流拠点施設事業運営委員会準備会の傍聴

㊟3月25日(㊦)午後3時～5時

場 梅丘パークホール

㊟2月28日までに、㊬[HPQ 20467]からオンライン手続き、電話またはファクシミリ(記入例3面)で市民活動推進課(☎6304-3768 FAX6304-3597)へ 先着10人

### 7年度世田谷区食品衛生監視指導計画(案)にご意見をお寄せください

閲覧場所/㊬[HPQ 21274]、世田谷保健所生活保健課

提出期限/3月7日(必着)

提出方法/前記㊬[HP]からオンライン手続き、ファクシミリ、ハガキ(記入例3面。電話・ファクシミリ番号は任意)を郵送または持参で世田谷保健所生活保健課(☎5432-2901 FAX5432-3054)へ

### 世田谷区都市整備方針「第二部」地域整備方針(後期)』(案)の公告・縦覧

街づくり条例第9条に基づき、以下の案について意見書を提出することができます。

都市整備方針の名称/世田谷区都市整備方針「第二部」地域整備方針(後期)』

縦覧・意見書提出期間/2月18日～3月3日(必着)

縦覧場所/都市計画課、総合支所街づくり課

提出方法/書面(書式自由。案の名称、意見する地域名、意見、住所、氏名を明記)を郵送、ファクシミリ、持参または㊬[HPQ 22583]からオンライン手続き  
 提出先/都市計画課(〒158-0094玉川1-20-1 ☎6432-7148 FAX6432-7982)、総合支所街づくり課(世田谷 ☎5432-2872 FAX5432-3055、北沢 ☎5478-8073 FAX5478-8019、玉川 ☎3702-4539 FAX3702-0942、砧 ☎3482-2594 FAX3482-1471、烏山 ☎3326-9618 FAX3326-6159)  
 ㊫都市計画課 ☎・FAX前記

### 7年度区立中学校格技室の平日(昼間)利用団体募集

利用時間/週1回2時間程度(開放時間は学校により異なる。授業等の状況により開放を休止する場合あり)

中学校名/梅丘、弦巻、喜多見

㊫ 次の全ての条件を満たす団体①「けやきネット」に登録している②原則、構成員全員の住所が利用する学校の学区または隣接した学区③構成員の3分の2以上が高齢者(65歳以上)、幼児、障害のある方等④8年3月まで定期的に活動できる⑤参加希望者の追加受入れが可能

利用可能種目/体操、フォークダンス、卓球、武道等

㊟2月17～28日に、電話で(公財)世田谷区スポーツ振興財団(☎3417-2829 FAX3417-2813)へ

### 世田谷区いっせい防災訓練(シェイクアウト訓練)に参加しませんか

訓練の想定/区内で震度6強を観測する地震が発生

訓練の方法/その場で自分の身を守る行動をとる

㊟3月11日(㊦)午前9時30分から約1分間

場 各家庭、学校、職場等「その時あなたがいる場所」  
 ※訓練の開始は、防災行政無線、エフエム世田谷の放送や世田谷区災害・防犯情報メール、X(旧ツイッター)でお知らせする予定です。

備 訓練専用ホームページ(後記二次元コード)またはファクシミリから、訓練への参加登録(任意)ができます。

㊫災害対策課

☎5432-2262 FAX5432-3014

㊬[HPQ 15303]



### 観光冊子「せたがやガイドブック」改訂版を発行しました

配布場所/三軒茶屋観光案内所「SANCHA<sup>3</sup>」、区政情報センター、図書館、まちセンター等

備 英語版あり。観光情報サイト「エンジョイ! SETAGAYA」([HP](http://www.kanko-setagaya.jp/)<https://www.kanko-setagaya.jp/>)からもご覧になれます。

㊫(公財)世田谷区産業振興公社

☎3411-6715

FAX3412-2340



## 募集

### 人事課から

①障害のある方を対象とした会計年度任用職員

職種/①図書館業務員②児童館業務員用務

㊫ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方または児童相談所等により知的障害者であると判定された方

勤務日数/①月18日(1日5時間)②月16日(1日3時間)

報酬/①月額13万1391円②月額7万2092円(いずれも予定。期末・勤勉手当あり)

②世田谷区障害者活躍支援員(非常勤)

勤務日数/月16日(1日7時間)

報酬/月額19万6954円(予定。期末・勤勉手当あり)

任用期間/6月1日～8年3月31日(再度任用あり)

募集期限/3月3日

備 詳しくは、募集案内(人事課、出張所・まちセンター等にあり)または①①㊬[HPQ 22239]②㊬[HPQ 22238]②㊬[HPQ 22535]をご覧ください。

㊫人事課 ☎5432-2104 FAX5432-3009

### 学童クラブ運営補助員(新BOPプレイングパートナー)

報酬/時給1330円(4月から時給1460円(予定))

備 ㊬[HPQ 7841]からオンライン手続き可。随時募集。

㊫児童課 ☎5432-2379 FAX5432-3016

### 学校生活サポーター(登録制)

㊫ 18歳以上(高校生を除く)

勤務日数/学校と相談のうえ決定(1日7時間以内、月86時間以内) ※長期休業期間(夏・冬・春休み)の活動はなし。

報酬/時給1330円

備 随時募集。

㊫支援教育課

☎6453-1512 FAX6453-1534

㊬[HPQ 8088]

### 学校職員課から

①学校業務補助員(代替)の登録者

勤務日数/月10・12・16日のいずれか(1日6時間または7時間45分)

報酬/月額8万7151円～18万114円(予定。勤務日数・時間による)

②幼稚園業務補助員(代替)の登録者

勤務日数/月10日(1日7時間)

報酬/月額10万1677円(予定)

任用期間/職員の欠員等に応じた期間

備 随時募集。

㊫学校職員課 ☎5432-2672 FAX5432-3025

①㊬[HPQ 22570]②㊬[HPQ 22576]

### 違反広告物を除却するボランティア団体

㊫ 18歳以上で区内在住・在勤の5人以上の団体(除却活動は原則3人以上で行っていただきます)

㊟2月17～28日に、電話で土木計画調整課(☎6432-7958 FAX6432-7993)へ



## 障害のある方

### 東京都心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときに、障害者に終身一定額の年金を支給する全国的な制度です。

加入資格/①保護者が加入年度初日現在65歳未満の都内在住者で、特別な疾病や障害がなく、保険契約の対象となる健康状態であること②障害者が次のいずれかに該当すること①愛の手帳1～4度②身体障害者手帳1～3級③精神または身体に永続的な障害があり、その程度が①または②と同程度と認められる方

掛金(月額)/保護者の加入時の年齢により異なる(改定による変更あり、減額制度あり、2口まで加入可)

支給金額/月額2万円(1口あたり)

備 申請書類は後記問合せ先にあり。詳しくは、お問い合わせください。

㊫障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷 ☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-2092 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6115 FAX3326-6154)

### ひとり暮らし等の障害者宅に救急通報システムを設置します

自宅内で急病や事故等の緊急事態が起きたときに、小型無線発信機を押すことで民間の受信センターに通報され、東京消防庁に連絡します。

㊫ 18歳以上の身体障害者手帳1・2級または難病患者の方で、ひとり暮らしまたは同居家族が就労等のため、1人でいることが多い方 ※日常生活状況等によっては、対象とならない場合があります。

㊫総合支所保健福祉課(☎・FAXは前記「東京都心身障害者扶養共済制度」参照)、障害施策推進課 ☎5432-2414 FAX5432-3021

音声による119番通報が困難な方向けに、スマートフォンやファクシミリ、電話リレーサービスで通報する制度があります。詳しくは、東京消防庁(☎3212-2111 FAX3213-1478)へお問い合わせください。



## 税金

### 軽自動車・二輪車等の廃車・名義変更の手続きはお早めに

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者等に1年分を課税します。すでに車両がお手元がない場合には、4月1日までに廃車や名義変更の手続きをお願いします。

届出先/①原動機付自転車、小型特殊自動車等=課税課管理係、総合支所くみん窓口②125ccを超える二輪車=東京運輸支局(品川区東大井1-12-17)③軽自動車=軽自動車検査協会東京主管事務所(港区港南3-3-7)

備 ①は総合支所くみん窓口の混雑緩和のため、課税課管理係への届出にご協力ください。手続方法等詳しくは、㊬[HPQ 248]をご覧ください。

㊫①課税課 ☎5432-2163 FAX5432-3037②東京運輸支局登録ヘルプデスク ☎050-5540-2030 FAX03-3471-6320③軽自動車検査協会東京主管事務所 ☎050-3816-3100 FAX03-6712-8625